

# ○補強コンクリートブロック造の塀の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

(平成十二年五月二十三日)

(建設省告示第千三百五十五号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十二条の八ただし書の規定に基づき、補強コンクリートブロック造の塀の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

補強コンクリートブロック造の塀の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十二条の八ただし書に規定する補強コンクリートブロック造の塀の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 補強コンクリートブロック造の塀の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ 令第八十七条第二項の規定に準じて計算した速度圧に、同条第四項の規定に準じて定めた風力係数を乗じて得た風圧力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

ロ 必要に応じ、風向と直角方向に作用する風圧力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

二 補強コンクリートブロック造の塀の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ 補強コンクリートブロック造の塀の地上部分の各部分の高さに応じて次の表に掲げる式によって計算した地震力により生ずる曲げモーメント及びせん断力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

曲げモーメント（単位 ニュートンメートル）	$0.4hC_{si}W$
せん断力（単位 ニュートン）	$C_{si}W$
この表において、 $h$ 、 $C_{si}$ 及び $W$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
$h$ 補強コンクリートブロック造の塀の地盤面からの高さ（単位 メートル）	
$C_{si}$ 補強コンクリートブロック造の塀の地上部分の高さ方向の力の分布を表す係数で、計算しようとする当該補強コンクリートブロック造の塀の部分の高さに応じて次の式に適合する数値	
$C_{si} \geq 0.3Z (1 - (h_i/h))$	
（この式において、 $Z$ 及び $h_i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
$Z$ 令第八十八条第一項に規定する $Z$ の数値	
$h_i$ 補強コンクリートブロック造の塀の地上部分の各部分の地盤面からの高さ	

(単位 メートル)

W 補強コンクリートブロック造の塀の固定荷重と積載荷重との和 (単位 ニュートン)

ロ 補強コンクリートブロック造の塀の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、補強コンクリートブロック造の塀の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。

$$k \geq 0.1 (1 - H / 40) Z$$

(この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

k 水平震度

H 補強コンクリートブロック造の塀の地下部分の各部分の地盤面からの深さ (二十を超えるときは、二十とする。) (単位 メートル)

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値)

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。